

平成 31 年 4 月 18 日 作成
和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課

簡易公開調達説明書

香港プロモーションにおける車両手配業務については、別途の簡易公開調達公告のとおり、「簡易公開調達」により和歌山県が調達する。

当該「簡易公開調達」については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成 20 年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この簡易公開調達説明書によるものとする。

簡易公開調達に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出しなければならない。

なお、当該見積書の提出後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 簡易公開調達公告年月日

平成 31 年 4 月 18 日

2 簡易公開調達に付する事項

（1）事業年度

平成 31 年度

（2）調達業務の名称

香港プロモーションにおける車両手配業務

（3）調達業務の内容

仕様書のとおり

（4）契約期間

平成 31 年 5 月 28 日から平成 31 年 5 月 31 日まで

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

（1）場所

和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

（2）期間

平成 31 年 4 月 18 日から平成 31 年 4 月 25 日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分（最終日にあつては午後 5 時 00 分）まで

（3）質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、平成 31 年 4 月 18 日から平成 31 年 4 月 23 日までの間において、和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式 1：要領別記第 1 号様式）とする。

イ 質問に対しては、原則として平成 31 年 4 月 24 日までに書面（ファクシミリを含

む。)により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課での備付けの方法により公表するものとする。

ただし、その内容が軽微なものにあつては、観光交流課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

(1) 場所

和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成31年4月18日から平成31年4月25日までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時45分（最終日にあつては午後5時00分）まで

郵送の場合にあつても、当該期間内（提出期限まで）に必着させること。

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達の見積もりは、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

ア 所定の見積書の様式は、見積書（様式2）とする。

イ 見積金額は、調達業務を完了するための価格の総額とする。

また、見積金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）の氏名（商号(屋号)を含む。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名をいう。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

エ 見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。

オ 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び案件番号を表示すること。

(3) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒(封皮に見積者の氏名及び案件番号を表示したもの)に密封した見積書を平成31年4月25日午後5時00分までに、和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課へ必着させること。

(4) 簡易公開調達及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 簡易公開調達事務（開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の事務を含む。）は、観光交流課の複数の職員により行うものとする。

イ 提出期限後の見積書の提出は認めない。

ウ 見積書の開札は、見積書の提出期限後直ちに、簡易公開調達事務を担当する複数の職員が行い、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、簡易公開調達見積結果表を作成して整理するものとする。

エ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

オ その他簡易公開調達の執行については、要領及びこの簡易公開調達説明書に基づき、観光交流課の長が決定する。

6 簡易公開調達の無効に関する事項

簡易公開調達公告に示した簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及びこの簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

る。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する見積もりは、無効とする。

- (1) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり
- (2) 所定の提出期限までに提出されなかった見積もり
- (3) 同一事項の簡易公開調達について、見積りが2以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり
- (5) 記名押印を欠いた見積書による見積もり
- (6) 見積金額を訂正した見積書による見積もり
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり
- (8) その他簡易公開調達に関する条件に違反した見積もり

平成 年 月 日

事業年度	平成 31 年度	公告年月日	平成 31年 4月 18日
業務の名称	香港プロモーションにおける車両手配業務		
質 問 者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項	1 仕様書について 2 簡易公開調達説明書について		

見 積 書

見積金額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、香港プロモーションにおける車両手配業務に係る見積金
上記のとおり見積もります。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県知事 様

- 注） 1 課税対象となる費用に対しては消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。